

●香川県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年7月22日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
文書館	平成28年4月8日
県税事務所	平成28年4月22日
人権・同和政策課	平成28年5月10日
職員課（健康管理室）	〃
税務課	〃
広聴広報課（県民室）	平成28年5月11日
営繕課	〃
国際課（パスポートセンター）	平成28年5月12日
秘書課	〃
人事・行革課	〃
財産経営課	平成28年5月26日
総務学事課	〃
総務事務集中課	平成28年5月31日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

現金領収書について、表紙に有効枚数、無効（書損）枚数及び不用枚数を正しく記載し、収支命令者の検印を受ける必要がある。（文書館）

イ 支出について

自家用車を使用した出張について、旅費を支給していないものがあつた。また、旅行日を誤ってシステムに入力しているものがあつた。（総務学事課）

ウ 契約について

(ア) 業務委託契約については、仕様書等により対象設備や委託内容等を明確にするとともに、

契約で定めた事項は確実に遵守させる必要がある。また、契約書や仕様書については、適宜見直しを行い、その内容を精査する必要がある。(県税事務所)

(イ) 平成26年度に委託した事業のうち、当該年度末の履行確認及び業務実績報告書受理後の検査をした記録がないものがあった。(人権・同和政策課)

(ウ) 予定価格調書を見積書が提出された後に作成していた。(国際課)

エ 物品について

(ア) 自動車検査登録用印紙の受払簿について、請求者が受領した旨の押印が全くなかった。(総務学事課)

(イ) 文書館紀要等の販売について、生産品出納簿の登記漏れが散見された。(文書館)

(3) 検討指示事項

ア 支出について

用務の都合で特定の施設に宿泊しなければならないにもかかわらず、一部の所属において指定宿泊とされていないものがあったので、適切な旅費支給の運用が図られるよう検討する必要がある。(総務事務集中課)

イ 財産について

修繕、委託等により公有財産又は物品の取得(更新を含む。)をしたときの公有財産台帳等の整備について検討する必要がある。(財産経営課)